

「福岡の食」マッチング強化業務企画提案公募実施要領

福岡県では、関西圏の外食事業者等を招聘し、商談及び産地視察を通じた「福岡の食」※の販売促進活動を強化するため、以下の取り組みを実施することとし、その受託者を選定するための企画提案公募を以下に基づき実施するもの。

※「福岡の食」とは福岡県産農林水産物、酒等加工品を指す。

1 事業の目的

「福岡の食」に興味のある外食事業者や中食事業者等（以下「外食事業者」という。）に対して、生産者との商談会及び県内産地視察ツアーを実施する。また、外食事業者が福岡フェアを開催することにより、「福岡の食」の継続取引を強化し、取引額拡大を図る。

2 事業の内容等

別途提示する業務委託仕様書のとおり

3 事業実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託費

8,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格要件

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）が規定する入札に参加できない者に該当しないこと。
- （2）福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中ではない者
- （3）福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

6 企画提案公募スケジュール

- | | |
|---------------------|-----------------|
| （1）企画提案公募開始 | 令和7年6月10日（火） |
| （2）企画提案公募に関する質問受付期限 | 令和7年6月13日（金）16時 |
| （3）企画提案公募に関する質問への回答 | 令和7年6月16日（月）予定 |
| （4）企画提案書の提出期限 | 令和7年6月20日（金）12時 |
| （5）一次審査の可否通知 | 令和7年6月24日（火）予定 |
| （6）最終審査 | 令和7年7月3日（木）予定 |
| （7）受託予定者の決定通知 | 令和7年7月7日（月）予定 |
| （8）委託契約締結 | 令和7年7月下旬 予定 |

7 応募手続

- （1）企画提案公募に関する質問受付
 - ア 受付期間 令和7年6月10日（火）～令和7年6月13日（金）16時まで（必着）
 - イ 提出方法
 - （ア）「質問書」（様式第3号）を用いて、電子メールにより提出すること。
 - （イ）電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

fukushoku@pref.fukuoka.lg.jp（福岡県農林水産部福岡の食販売促進課）

(ウ) 電話や口頭による質問、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、令和 7 年 6 月 16 日（月）を目処に県ホームページで公開する。

ただし、質問または回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

(2) 企画提案書の提出

ア 企画提案書類の様式及び提出部数

- | | |
|---|------|
| (ア) 企画提案応募書（様式第 1 号） | 1 部 |
| (イ) 企画提案書（任意様式。A 4 版横置き、片面印刷、クリップ留め） | 10 部 |
| ・ 企画提案書は別紙「企画提案書の構成」により作成すること。 | |
| ・ 参考資料含め 30 ページ以内とすること。 | |
| (ウ) 経費見積書（任意様式） | 10 部 |
| ・ 仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、積算内容が分かるように記載すること。 | |
| (エ) 業務行程表（作業スケジュール）（任意様式） | 10 部 |
| (オ) 会社概要と過去 2 期分の決算書又は事業報告書（任意様式） | 1 部 |
| ・ 従業員人数の記載があるもの。 | |
| ・ 収支状況が分かるもの。 | |
| (カ) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び定款の写し | 1 部 |
| ・ 個人事業主は個人事業の開廃業届出書の控え写し（税務署の受付印が押印されているもの）、その他法人及び団体は定款その他の規約の写し又はこれらの事項を証明するもの。 | |
| (キ) 役員名簿（様式第 2 号） | 1 部 |

イ 提出期限 令和 7 年 6 月 20 日（金）12 時

ウ 提出方法 上記ア（ア）～（キ）全て、郵送または持参 ※電子ファイルでの提出は不可

エ 提出先 福岡県農林水産部福岡の食販売促進課

（〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7-7 福岡県庁 5 階）

(3) 応募の無効

本要領に示した公募参加の資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

(4) その他

ア 提出された企画提案書等は委託事業者の選定のみ使用する。

イ 選定された提案者の企画提案書に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む）は、福岡県農林水産部福岡の食販売促進課に帰属するものとする。

ウ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

エ 選定された企画提案書は、情報公開請求を受けた場合、県情報公開条例に基づき、原則として開示する。

オ 企画提案書の作成に要した費用、その他公募参加に要した経費は、参加者の負担とする。

カ 提出された企画提案書等は、採用の有無に関わらず返却しないものとする。

8 事業者の選定

(1) 選定方法

一次審査（書面審査）を通過した企画提案書について、外部委員を含む選定委員による最終審査（プレゼンテーション審査）を行い、最も優秀な提案を行った事業者を選定する。

ア 一次審査(書面審査)

(ア) 実施日 令和7年6月24日(火) 予定

(イ) 実施方法 事業者から提出された企画提案書類をもとに書面審査を行う。

(ウ) 審査結果の通知方法

審査結果については、後日、企画提案者全てに文書で通知する。

なお審査結果に関する質問には応じない。

イ 最終審査(プレゼンテーション審査)

(ア) 実施日 令和7年7月3日(木) 予定

(イ) 実施方法 一次審査を通過した企画提案書を基にプレゼンテーション審査を行う。

審査当日は、提案公募時と同じ資料を用いてプレゼンテーションを行うこと。

その他詳細については一次審査通過者に改めて連絡するものとする。

(ウ) 審査結果の通知方法

審査結果については、後日、企画提案者全てに文書で通知する。

なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

(エ) 選定結果の公表方法・内容

最終審査を通過したものは、事業者名のみ県ホームページに公表することとし、審査内容は公表しないものとする。

(2) 主な審査項目

ア 企画が具体的であるか。

イ 実現性の高い実施内容となっているか。

ウ 円滑な提案事業の実施に必要なノウハウがあるか。

エ 提案内容が十分な成果が得られるものとなっているか。

※審査については非公開とする。

9 契約について

選定された事業者(以下「受託者」という。)と委託契約を締結する。

(1) 契約にあたっては、選考された提案をもとに細部について県と打合せを行うものとする。

その際、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。

なお、契約締結に係る諸費用(印紙代等)は、受託者の負担とする。

(2) 契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として福岡県に納めることとする。なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間満了時に全額返還するものとする。

また、福岡県を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結した場合や、過去2年間に県もしくは他の地方公共団体と同種類及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これをすべて誠実に履行した場合など、契約保証金が減免される場合がある。

(3) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費(人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、賃借料、謝金、保険料等)を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。

ただし、受託者による会合や飲食など委託業務とは直接関係のないものに要する経費、備品の購入など受託者の財産取得となる経費は対象外とする。

(4) 福岡県暴力団排除条例の施行に伴い、契約にあたっては「誓約書」の提出を求めることとする。

また、契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明した時は、直ちに当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。

10 事業報告

委託期間満了後は、速やかに業務報告書を提出すること。なお、事業実施に要した経費については、貸金台帳、金銭出納簿など収支を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておくとともに、事業終了後5年間保管すること。

11 問い合わせ先

福岡県農林水産部 福岡の食販売促進課 販売促進第一係

担当者名：八児

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7－7

TEL：092-643-3514 FAX：092-643-3531

企画提案書の構成

企画提案書は、次の第1から第3までの項目を必ず含むものとする。

第1 表紙

「委託業務名」、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「正・副担当者名（所属、職）」及び「連絡先（電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス）」

第2 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

第3 本文

- 1 外食事業者と生産者とのオンライン商談会の開催
 - ・オンライン商談会の開催時期を記載すること。
 - ・オンライン商談会に参加する外食事業者候補を記載すること。また、各外食事業者がオンライン商談会に参加する事業者として適切である理由及び参加する確度を記載すること。
 - ・オンライン商談会開催時のスタッフ体制を記載すること。
- 2 産地視察ツアーの開催
 - ・産地ツアーを開催する時期を明記すること。
 - ・産地ツアーに参加する外食事業者候補を記載すること。また、各外食事業者が産地ツアーに参加する事業者として適切である理由及び参加する確度を記載すること。
 - ・産地ツアーの視察産地数を5産地以上示し、ツアー行程を記載すること。
- 3 外食事業者による福岡フェアの開催
 - ・福岡フェアに参加する外食事業者候補及び福岡フェアを実施する候補2事業者50店舗以上を記載すること。また、各外食事業者が福岡フェアに参加する事業者として適切である理由及び参加する確度を記載すること。
 - ・店舗ごとに使用する県産食材候補を記載すること。
 - ・店舗ごとに県産食材を広く周知する手法を記載すること。
- 4 包括的事項
 - ・本業務における提案者の強み、独自の創意工夫ポイントを明記すること。
 - ・本事業を実施するに当たっての組織体制を明記すること。
 - ・これまでに受託した類似事業の実績があれば明記すること。